

専門業務型裁量労働制の適用に関する意思確認について

- 広島大学の大学教員，学術研究職員，特任学術研究員（フルタイム），研究員（フルタイム），日本学術振興会特別研究員は，専門業務型裁量労働制の適用対象職となります。

- 専門業務型裁量労働制の適用／非適用に当たっては，ご本人が同意されるか，同意されないかの意思確認が必要となります。
については，別添資料（「専門業務型裁量労働制について」，「専門業務型裁量労働制に関するQ & A」，「専門業務型裁量労働制の適用／非適用による労働時間等の違いについて（令和6年4月以降）」，「専門業務型裁量労働制の適用を受ける職員の労働時間等について（令和6年4月以降）」及び「専門業務型裁量労働制の適用を受けない職員の労働時間等について（令和6年4月以降）」）をご確認の上，別添「専門業務型裁量労働制の適用に関する同意・非同意確認書」に必要事項を記入し，採用日までに配属又は所属の部局等人事担当へご提出ください。
この件に関して，ご不明な点がありましたら，以下の担当にお問い合わせ願います。

- なお，病院の手術部，高度救命救急センター，集中治療部又は外科系集中治療室において診療に従事する医師や，宿日直体制を維持する必要がある診療科において診療に従事する医師については，適用対象外となります。配属先の診療科等がご不明な場合は，病院の人事担当（電話：082-257-5008，
E-mail：byo-jinji@office.hiroshima-u.ac.jp）までお問い合わせください。

担当：財務・総務室人事部制度企画グループ
電話：082-424-6027 内線 6027, 6028
E-mail：fukumu-seido@office.hiroshima-u.ac.jp